

利益相反ポリシー

2021年 9月 30日制定

一般社団法人 日本デフバレーボール協会

1. 当法人が、当法人の役職員、会員の近親者等が関係する団体等と金銭的な契約を行おうとする場合は、当法人が不当な不利益を受けることのないよう、あるいは当法人の役職員、会員及びそれらの近親者等が関係する団体等が不当な利益を受けることの無いようにしなければならない。
2. 上記に該当する契約を行おうとする場合で、契約金額が10万円以上は、理事会によるチェックおよび承認を得て、契約締結しなければならない。
3. 上記契約の妥当性の判定においては、一般市場価格、仕入れ先価格、競争他者の相見積り価格等の根拠資料を確認して、行うものとする。

以上